

狭 監 発 第 8 2 号
令和 5 年 3 月 2 2 日

様

狭山市監査委員 山下 真茂留

狭山市監査委員 齋藤 誠

狭山市職員措置請求書について（通知）

令和 5 年 1 月 2 6 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載）

職員措置請求書

1. 監査請求の趣旨

狭山市は狭山市消防団条例を昭和 3 0 年 3 月 1 6 日に制定し、服務規律を定め、団員の遵守事項を規定している。その中で「職務に関し金品の寄贈、供応接待やその請求」や「消防団、団員の名義で寄付金を募る行為」については条例に明文化し、禁止している。（第 1 号証）

しかしながら、今日まで消防後援会名で長年自治会等から寄付金を受け取り、分団の自由裁量で費消してきた。

これら消防後援会名で受け取った金額は平成 2 9 年度から令和 3 年度の決算報告書の総計は 4 0 0 0 万円を上回る条例違反の寄付金受領があったことが分かった（第 2 号証）。

さらに、令和4年度もすでに総額で933万4280円を受領していることが分かり、5000万円を大きく上回るものである。(第3号証2頁)

消防団は監査委員による決算審査及び定期監査の対象になっているが、監査委員はこれまで一度も監査を行っておらず、請求者の第4回定例会の一般質問の答弁で明らかになった。(第3号証1頁)

請求人がこれまで入手した決算報告書によると、飲食代に充当されたと思われる支出や親睦ゴルフ大会、歓送迎会や慰労会等に多額の費用が支出されているほか、交付金である公金の充当も不適切なものが散見されている。さらに、交付金の決算後残金が次年度繰越金として計上されていることなど、地方自治法第208条会計年度独立の原則に反した会計処理が行なわれ、担当部局の指摘もあった形跡は全くない。

狭山市長小谷野剛(以下「狭山市長」という。)は、消防団活動のための交付金が不足していることを認識しながら十分な交付金を支弁せず、狭山市消防団条例で禁止する寄付金を自治会等から分団単位で受領し、費消している事実を把握しながら是正や対処を怠ってきた。(第3号証8頁)

本件は、狭山市消防団がその条例違反で受領した寄付金をそれを黙認していた職員小谷野剛に寄付者に対し返還することを求めるとともに、消防団交付金の使途について直ちに調査し、適切な措置を求める監査請求である。

2. 監査請求の理由

(1) 条例で禁止する寄付金の受領と費消

狭山市消防団条例(第1号証・第4号証)では「職務に関し金品の寄贈又は供応接待、請求の禁止」「消防団又は団員の名義をもって寄付金募集の禁止」を定めているが、これまで長年にわたり自治会等から消防後援会を通じて消防団の分団ごとに寄付を受けてきた。

消防団設置者は狭山市であり、その最高責任者である職員小谷野剛は消防団活動のための交付金を交付してきたものの十分に支弁せず、狭山市消防団条例違反を承知しながら毎年交付金の2倍に相当する金額を自治会等から消防団に対する寄付金の受領を黙認してきた。

狭山市は平成28年度まで消防団の交付金についての交付や使途基準を定めず、消防団に対して決算報告も求めていなかったことを所管の危機管理課が認めている。

市長小谷野剛は平成29年5月24日付でようやく消防団交付金交付要綱(第5号証)を定めたが、交付した交付金の決算報告さえ義務付けておらず、請求人の情報公開請求があり、所管である危機管理課はようやく決算書を入手し、文書を公開した。

請求人が作成した消防後援会費受領内訳（第6号証）が空欄になっている部分は、証拠書類の保存や決算資料が残されておらず、文書が不存との事で情報の開示がなかったものである。

さらに、これまで消防団交付金の決算について一度も決算審査や定期監査を行なわれず、公開された決算報告書を見ても不適切な会計処理が横行してきた。

以上のことから狭山市は杜撰な公金の管理をしていたことは明白である。。

令和4年2月、埼玉市民オンブズマンネットワークは埼玉県下63市町村に自治会等からの消防団協力金についてアンケートを行った結果（第7号証）、狭山市は県内最高額である年間約900万円を受け取っていたことが分かった。

アンケートの「消防団への協力金の受け取りを違法だと認識がありましたか？」の設問では「認識していない」と回答。今後の対応については「今後も受け取るようにする。」と回答している。（第8号証）

アンケートの回答は部長先決とし危機管理監が最終決裁しているが、条例で寄付金の受領を禁止していることさえ認識がなかっただけでなく、オンブズマンから違法との指摘を受けながら令和4年度も総額で933万4280円を受領している。

（2）条例違反の認識がない管理職

埼玉県内各地の市民オンブズマンで組織されている埼玉市民オンブズマンネットワークの代表幹事を務める請求人は、狭山市消防団条例で寄付金等の受領を禁止していることを確認し、消防団の決算報告書を情報公開請求で入手した。

その結果、狭山市からの交付金総額の2倍にあたる年額900万以上の寄付金は各地区の自治会等から消防後援会費名目で分団に寄付され、分団の自由裁量で活動費として費消されていることが分かった。

その中でも条例で規定され、個々に支給されている出勤報酬のほかに、消防後援会からは別途出勤警戒や活動手当、訓練費、研修費等が支出されていたほか、飲食を伴うと思料される総会費や研修視察費、歓送迎会、慰労会等の費用充当が認められ、消耗品として300,000円の一括計上など支出を伴っていないと思われる支出が見られた。（第9号証）

これらの事実を発見し請求人は令和4年第4回定例会の一般質問に臨み、消防団が寄付を受けることが正しいとした根拠について質問したところ、危機管理監は、

「明確に違法であると示されていないこと。また、消防後援会の意思を尊重し、受領していた。」と答弁している。（第3号証2頁）

しかし、狭山市消防団条例では「職務に関し金品の寄贈、供応接待やその請

求」や「消防団、団員の名義で寄付金を募る行為」を明確に禁止しており、管理職である危機管理監は条例で禁止している認識が全くなかったことが明らかになっている。

消防団の設置者である小谷野剛市長に、交付金について、懇親会や家族慰安会、飲食を伴う経費などに充当することが許されるかとの質問したところ、「消防団だけで行う懇親会などについては支出を認めていない。」「研修費につきましても、他市同様に支出を認めている。」と答弁があった。（第3号証8頁）

しかし、抜粋した決算報告の家族慰安会、歓送迎会などの充当は納税者である市民感情から見ても不適切であり、正副部長会議や総会費などは会場費程度の充当ではなく、明らかに飲食を伴う金額が充当されていることや各種経費が千円未満の端数が出ていないことから、妥当な支出であったかどうか疑わしく、領収証の点検は不可欠である。（第10号証・第11号証）

請求人は一般質問で、

「公務員は利害関係のある人から職務に応じて金品を要求したり、接待や供与を受けた場合、刑法の収賄罪に該当する恐れがある。（中略）寄付金を受けているのは正しいことか。」に対し危機管理監は、

「国等からは是正するように通知等は発出されておりませんが、（中略）今後は消防団、消防後援会と協議し、今後の対応を判断してまいりたい。」と答弁している。（第3号証1頁）

寄付金受領について違法性の指摘がありながら事が公になるまで放置している体質は、最高責任者である狭山市長の行政運営姿勢が問われるものである。

（3）曖昧な交付金交付要綱

狭山市は平成29年5月24日付で消防団交付金交付要綱で交付金の種類、交付対象、交付額、交付金の配分、交付時期、交付金の対象経費について定めているが、交付金の対象経費とする項目は具体的なものではなく大雑把なもので、拡大解釈も可能となっている。

例えば（1）物品購入に対する経費では、備品等の購入も認めており、高額なパソコン等を購入していながら備品台帳さえ備えていないことも明らかになっている。（第3号証5頁）

家族慰安会については要綱に記載のある「関係団体との交際に関する経費」として支出を認めているとの答弁や、「団員の見識を深めるために必要な研修費や自治会や後援会との地域関係団体との交際に係る会費相当分の費用について必要経費として交付金の充当を認めている。」との議会答弁から（第3号証7頁）、交付金の原資は市民が納付した血税であることの認識すらなかったと言わざるを得ない。。

また、交付金についての決算報告の義務付けの規定もなく、その指導もしておらず、請求人の情報公開請求により慌てて入手したため、一部の分団は証拠書類そのものが不存在だと危機管理課職員は語っている。

以上の理由により消防団交付金の使途について直ちに調査し、適切な措置を行うこと及び、受領した消防後援会費は条例で禁止している寄付にあたるため、市長小谷野剛には管理監督責任があることから、これまで受領した金員の返還義務を生ずる。

したがって直ちに監査を行い適切な処置を求める。

上記、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

令和5年1月26日

2 事実を証する書面（写し）

- (1) 狭山市消防団条例（第1号証）
- (2) 消防団後援会費の一次集計（第2号証）
- (3) 令和4年度第4回定例会一般質問議事録（第3号証）
- (4) 昭和30年制定当初の狭山市消防団条例（第4号証）
- (5) 狭山市消防団交付金交付要綱（第5号証）
- (6) 消防団後援会費の二次集計（第6号証）
- (7) 埼玉市民オンブズマンネットワークアンケート（第7号証）
- (8) 狭山市の回答文書（第8号証）
- (9) 令和3年度柏原消防後援会費収支決算書（第9号証）
- (10) 令和3年度 第二分団運営交付金決算書（第10号証）
- (11) 令和2・3年度 第四分団決算報告書（第11号証）

3 請求人

住所
氏名

第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査対象部局

危機管理課

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和5年3月7日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

1 証拠の提出

以下の証拠の追加提出があった。

- (1) 消防組織法の写し（第12号証）
- (2) 「消防団員の処遇に関する検討会」中間報告（第13号証）
- (3) 消防団員の報酬等の基準の策定等について（第14号証）
- (4) 非常勤消防団員の報酬等の基準・留意点について（第15号証）
- (5) 東京新聞記事の写し（第16号証）
- (6) 情報公開請求による消防団決算報告書（第17号証）
- (7) 議会要求資料21号（第18号証）
- (8) 総務経済委員会に配付された配付資料（第19号証）

2 陳述書の提出

(1) 要約

消防後援会の寄付金については、直接市の財務会計に当たらないため監査の対象にならないことは承知しているが、埼玉市民オンブズマンネットワークの問題提起以降については、条例違反と認識しながら寄付金を受領したものであり、必要経費として交付金が不足する部分については補正予算を組んででも交付すべきであり、受領した消防後援会費は全額返金すべきである。

市が交付した交付金について、その用途が不適切との指摘を免れない点は改めるべきである。

改善、是正を求める監査結果のほか、条例違反の後援会費の受領については改めるよう付言することを監査委員に求める。

(2) 陳述書の要旨（枠内は原文のまま掲載）

陳述書

本日は消防団についての措置請求について、陳述の機会を頂き、有難く感謝申し上げます。

消防組織法第6条は、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。とし、市町村の消防に関する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。（同第8条）と定めている。（第12号証）

この定めにより、消防団の組織運営についての費用負担は市町村の責任であることは明らかである。

令和3年4月付の「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告が提出された。(第13号証)

これを契機に令和3年4月13日「消防地第171号」により、「消防組織法第37条の規定に基づく助言として消防長官から発せられた文書が発出され、(第14号証)これに基づき「消防団員の報酬等の改正について」で「報酬改正案」が示されるとともに「費用弁償」は「出動報酬」に改正するなど(第15号証)の通知が出されている。

請求人は、令和3年12月議会に条例改正の議案が提出されていないことに気が付き、当時の消防監に対し、令和5年4月から条例改正が間に合うように改正案作成を促し、第1回定例会に議案として提出され、可決された経緯がある。

請求人が今回行っている職員措置請求の趣旨は、消防組織法第8条で定める市町村の消防に関する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。とする規定に反し、消防後援会なる組織を行政主導で立ち上げ、地縁団体である自治会組織から割り当て状態で会費(寄付)を集め、各分団に分配して費消しており、その実態が把握されないままであることや、市が交付する交付金の監査が長年行なわれてこなかったために、不適切な会計処理が行なわれてきた実態を目の当たりにしたためである。

入間川自治会連合会のOBによると、

「平成13年当時には、狭山市の旧村部や旧入間川町内ではすでに消防後援会が組織されており、新興地である中央・狭山台・入間川地区には消防後援会がなかったため、大野元市長の要請により消防後援会が組織された。その時から自治会費に消防後援会費を予算計上した。」と語っている。

このような事実があるにもかかわらず、市の担当課である危機管理課によると、

「消防後援会の組織については、消防団OBや元自治会長が主体と思うがその組織の実態は把握していない。」としているが、公の組織である消防団の各分団が消防後援会費を受領していることは承知しており、事実を隠蔽しているに他ならない。

地縁団体である自治会組織への加入は任意であるが、年金受給者、高齢者、ひとり親家庭等であつつましく生活している中、近隣づきあいのために自治会に加入し会費を納入しているのが現実である。

自治会の総会資料さえ目を通さず、総会にも出席しないまま委任状を提出し、総会資料の中に消防後援会費が計上されていても全く認識がない自治会員が殆どではないかと思われる。このような実態の中で、消防後援会の決算書が公表さ

れた場合、どのような状態になるか火を見るよりも明らかであろう。

1、市が寄付金受領が法令に抵触の認識があった事実

令和3年11月、さいたま市が埼玉市民オンブズマンネットワークから指摘を受け「自治会から消防団の寄付金は不適切」（東京新聞）大きな見出しで報道があった（第16号証）ほか、毎日新聞でも記事掲載されたことから、狭山市が消防団後援会に自治会等から寄付金を受け付けていたことは、不適切であると認識があったにも関わらず、この問題に関して庁内で協議した形跡がなく、今回の職員措置請求に記載したように、翌年1月埼玉市民オンブズマンネットワークからのアンケート調査の回答にも「違法性は認識していない」と回答し、今後の対応としては「今後も受け取るようにする」と回答。（第8号証）狭山市消防団条例そのものでも寄付金受領の禁止規定があるとの認識がなかったようにもとれる。

2、交付金と寄付金混在の決算報告書

請求人が当初情報公開請求で入手した消防団の決算報告書は（第17号証）、収入の部に狭山市からの交付金と消防後援会からの寄付金その他が収入の部に記載され、分団によっては支出の部にゴルフ大会や消防団家族慰安会など、公金支出が不適切なものも見受けられた。

3、議会要求資料の決算報告

請求人は、情報公開請求で入手した決算報告書が公会計と私会計が混在することに問題があることを危機管理課に指摘した後、議会要求資料第21号として決算報告書を請求した（第18号証）。

この結果、明らかに情報公開で入手した資料と異なるものが提供され、その金額の端数を分析すると、消費税の加算がない数字がきさいされ、実際の支出と異なる数字や領収書がないと推認させる支出が多数存在した。

4、委員会審査に配付された「総務経済委員会資料」

（第19号証）は令和4年9月7日に開催された市議会総務経済委員会で請求した審査資料である。

この中の一部である「令和3年度消防団本部交付金決算書」を見てみると収入の部で前記繰越金が記載され、当年度交付金が合計して記載されているが、歳出合計を差し引くと当年度団本部運営交付金を上回る304,403円が来年度繰越額として記載され、単年度の交付金を上回る繰越金が計上されている。

これは、財政法で定める第12条、第42条に違反する財務会計処理であり、是正されなければならない。

以上が重点的に監査すべき事項である。

また、消防後援会の寄付金については直接市の財務会計に当たらないで監査の対象にならないことは承知の上であるが、埼玉市民オンブズマンネットワークの問題提起を受けた以降は、消防団条例違反認識の上寄付金を受けたものであり、令和4年度分の交付金不足は補正予算を組んでも必要な経費は消防団に交付すべきであり、受け取った消防後援会費は全額返金すべきである。

また、報告された決算書は公金と寄付金等が混在ししており、使途が不適切と指摘されるべき点が多いことから、改めることが必要である。

従って、早急に事実関係を調査し、改善・是正を求めるなどの監査結果のほかには条例違反の消防団後援会費については今後の受けとらないよう代表監査委員の指摘と付言を求めるものである。

以上

第5 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述等により、監査対象事項については次のとおりと認められた。

1 請求の要旨

狭山市長が管理することとされている狭山市消防団が長年にわたり違法に受領してきた寄附金を寄附者に返還すること及び狭山市が狭山市消防団に交付している狭山市消防団交付金の不当な使途等について調査し、適切な措置を講ずることをそれぞれ狭山市長に求める。

2 監査の実施について

次の2点について監査を実施するものとする。

- (1) 狭山市消防団が寄附金を受領していることについて、違法又は不当な財務会計行為にあたるか。
- (2) 狭山市が狭山市消防団交付金を交付していることについて、違法又は不当な公金の支出に相当するか。

第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出

- (1) 職員措置請求書に対する理由説明書（陳述書）
- (2) 請求人からの公文書開示請求等により請求人に写しの交付等を行った資料一式
- (3) 狭山市消防団交付金交付要綱に基づき交付した交付金に係る起案文書等資料一式

(4) 狭山市消防団が自治会等から受領した寄附金に係る決算書等資料一式

2 陳述

関係職員の陳述及び陳述書の内容は、次のとおりであった。(要約)

(1) 監査請求の要旨について

ア 消防団が受領している寄附金について

(ア) 消防団員が「供応接待やその請求」や「消防団、団員の名義で寄附金を募る行為」を行っているとして請求人は印象付けようとしているが、消防団及び団員は、接待や寄附の請求、寄附金を募るような行為をしている事実はない。

(イ) 後援会からの寄附金は、地元から消防団に対する支援の善意や消防団員に対する慰労の趣旨で支払われているものと認識している。また、消防団が地元から寄附金を受領していることについて、市は一切関与していない。

(ウ) 寄附金を受領することについては、「違法」との見解が明確に示されていないこと、国や県からも是正を求める通知等が発出されていないことから、是正や対処を怠ってきたという請求人の指摘には当たらない。

イ 狭山市消防団交付金について

(ア) 請求人は、「狭山市長は消防団活動のための交付金が不足していることを認識していながら十分な交付金を支弁せず」というが、交付金が不足しているという認識はない。

(2) 監査請求の理由について (重複部分省略)

ア 消防団が受領している寄附金について

(ア) 判例から直ちに違法とまでは言えないものであること、地域からの消防団員への慰労の意味や善意でのものであること、また、消防団と地域と問題であって市が深く関与するものではないと認識していることから、「管理職である危機管理監は条例で禁止している認識が全くなかった」という請求人の指摘には当たらない。

イ 狭山市消防団交付金について

(ア) 狭山市消防団交付金に係る決算報告書について、狭山市消防団交付金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に提出を義務付ける規定は設けていないものの、交付要綱を制定した平成29年度以降、決算報告書の提出を各分団に求めていることから、「情報公開請求があり、(中略)ようやく決算書を手し、文書を公開した」、「(決算報告を)請求人の情報公開請求により慌てて入手したため、一部の分団は証拠書類そのものが不存在だと危機管理課職員は語っている」という請求人の指摘は事実と異なる。

(イ) 家族慰安会などに当該交付金が充当されていることについて、消防団活動

は、災害はもちろん訓練や警戒活動、研修会、地域の催し物等、365日24時間、休日や夜間を問わず出動するものであり、その活動においては家族を犠牲にすることも多く、家族の理解が大変重要となっている。家族の理解を得られないまま消防団活動を続けることは不可能であり、消防団員の自己を犠牲にした献身的な活動において、請求人の「家族慰安会、歓送迎会などの充当は納税者である市民感情から見ても不適切」という指摘は全くの見当違いである。

(ウ) 交付金の対象経費については、交付要綱第7において規定している。また、他市町村の規定と比較しても大差ないことから、請求人の「交付金の対象経費とする項目は具体的なものではなく大雑把なもので、拡大解釈も可能となっている」という指摘は請求人の主観的な見解と思われる。

(エ) 交付要綱第7(1)において、交付金の対象経費として「物品購入に要する経費」を認めている。また、購入する物品について、その金額には制限を設けておらず、備品についても特に定義していないことから、パソコン等の購入及び備品台帳の未整備は規定に違反するものではない。

(3) その他

ア 判例において「違法となる余地がある」とされる消防団への寄附行為等について、地方公務員法の一部改正や消防団を適用除外するなどの検討を図られた旨の意見書を令和5年2月6日に埼玉西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)構成5市(所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)の市長連名で国に提出した。

イ 令和5年2月13日に狭山市自治会連合会から「狭山市消防団への自治会の支援について」という文書が狭山市長あてに提出された。この文書において、自治会連合会が今後も消防団への支援を行っていきたいと考えている旨が示されている。

ウ 消防団の所管として、後援会からの寄付金に代わる消防団への支援方法等について、自治会、消防後援会及び消防団員の意見等を踏まえ、検証を進めていく。

第7 本件措置請求に係る事実関係の概要

1 狭山市消防団及び消防団員について

(1) 狭山市消防団について

狭山市消防団は、狭山市がその消防事務を処理するために、条例に基づき設置している機関の一つであり、市長が管理することとされ、また、その活動に係る費用は市が負担するものとされている。

なお、関係法規は次のとおりである。

ア 消防組織法

(市町村の消防に関する責任)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

(消防団)

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 (省略)

イ 狭山市消防団条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び管轄区域並びに消防団員の定員、任用、給与、懲戒、服務その他身分取扱いについて定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に消防団を置く。

(名称)

第3条 消防団の名称は、狭山市消防団（以下「消防団」という。）とする。

(管轄区域)

第4条 消防団の管轄区域は、狭山市全域とする。

ウ 狭山市消防団規則

(組織)

第2条 消防団に団本部及び分団を置く。

2～3 (省略)

(2) 狭山市消防団員について

狭山市消防団員は、消防組織法に基づく市長の補助機関であり、その身分は特別職に属する非常勤の地方公務員である。

なお、関係法規は次のとおりである。

ア 消防組織法

(市町村の消防に要する費用)

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

イ 狭山市消防団条例

(定員)

第5条 消防団員（以下「団員」という。）の定員は、333人とする。

(任命)

第6条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は団長が次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。

(1) 本市に居住し、通勤し、又は通学する満18歳以上の者

(2) 志操堅固で身体強健な者

(服務規律)

第10条 団員は団長の招集によつて出動し服務するものとする。

2 (省略)

ウ 地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 ～ 四 (省略)

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 (省略)

2 狭山市消防団が寄附金を受領していることについて

請求人及び関係職員が提出した資料により、令和3年度及び令和4年度において、狭山市消防団は消防後援会などから寄附金を受領していることが確認できた。

なお、消防団員の服務規律については、狭山市消防団条例において、次のとおり定められている。

(服務規律)

第10条～13条 (省略)

第14条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (省略)

(4) 職務に関し金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。

(5)～(6) (省略)

(7) 消防団又は団員の名義をもつてみだりに寄付金を募り、営利行為をなし、又は義務の負担となるような行為をしてはならない。

3 狭山市が狭山市消防団交付金を交付していることについて

地方自治法第232条の2において、市は、その公益上必要がある場合に寄附又は補助をすることができることとされている。

また、消防団の活動に係る経費については、前述(第7-1-(1))のとおり、消防組織法第8条において、消防団の活動に係る費用は市が負担するものとされている。

狭山市消防団交付金については、交付要綱に基づき、狭山市消防団組織の運営等に要する経費の一部として、狭山市が狭山市消防団規則第2条に規定されている団本部及び分団に交付しているものである。

交付要綱において、種類、交付対象、交付額、交付時期及び交付金の対象経費が次のとおり定められているが、交付対象者に対して、実績報告や関係書類の整備等を義務付ける規定は設けられておらず、また、決定の取り消しを可能とする規定や返還を命ずる規定等も設けられていない。

なお、関係法規は次のとおりである。

ア 地方自治法

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

イ 消防組織法(再掲)

(市町村の消防に要する費用)

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

ウ 狭山市消防団交付金交付要綱

(種類)

第2 交付金の種類は、次のとおりとする。

(1) 消防団運営交付金

- (2) 消防団訓練交付金
- (3) 消防団警戒巡視交付金
- (交付対象)

第3 交付金は、消防団本部（規則第2条第1項に規定する「団本部」を示す、以下「団本部」という。）及び消防分団（規則別表第1の分団名欄に記載の分団を示す、以下「分団」という。）に交付する。

(交付額)

第4 交付金の額は、予算の範囲内で決定された額とする。

(交付時期)

第6 交付金の時期は、次のとおりとする。

- (1) 運営交付金は、四半期ごとに交付する。
- (2) 訓練交付金は、防災訓練及び特別点検訓練の前に交付する。
- (3) 警戒巡視交付金は、七夕警戒及び歳末特別警戒の前に交付する。

(交付金の対象経費)

第7 団本部及び各分団に対する交付金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 物品購入に要する経費
- (2) 施設、車両、機械器具等の維持管理に要する経費
- (3) 通信に要する経費
- (4) 訓練、消防器具の点検活動、警戒活動及び災害対応に要する経費
- (5) 各種行事への参加に要する経費
- (6) 研修及び行事に伴う会議に及び資料作成その他の準備に要する経費
- (7) 関係団体の交際に要する経費

なお、令和3年度及び令和4年度における各種交付金の交付実績は次のとおりであった。

令和3年度

交付金種別	支出額	支払日
消防団運営交付金第1四半期	1,285,100円	R3. 4.23
消防団運営交付金第2四半期	988,300円	R3. 7.30
消防団運営交付金第3四半期	988,300円	R3.10.22
消防団警戒巡視交付金（歳末）	400,000円	R3.12.24
消防団運営交付金第4四半期	988,300円	R4. 1.20

令和4年度

交付金種別	支出額	支払日
消防団運営交付金第1四半期	1,285,400円	R4. 4.20
消防団運営交付金第2四半期	988,200円	R4. 7.20

消防団警戒巡視交付金（七夕）	138,200 円	R4. 7.29
埼玉県消防操法大会交付金	351,800 円	R4. 8. 5
消防団運営交付金第3四半期	988,200 円	R4.10.20
消防団訓練交付金（特別点検）	800,000 円	R4.11.15
消防団訓練交付金（防災訓練）	200,000 円	R4.11.15
消防団警戒巡視交付金（歳末）	400,000 円	R4.12.15
消防団運営交付金第4四半期	988,200 円	R5. 1.20

第8 監査の結果

1 結論

本件措置請求書において、狭山市消防団が寄附金を受領していることについては、市の財務会計行為にあらず、住民監査請求の対象とならないため、請求を却下し、狭山市が狭山市消防団交付金を支出していることについては、違法又は不当な公金の支出に相当するとの請求人の主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、請求を棄却する。

2 判断の理由

(1) 監査対象事項2の(1)について

住民監査請求の対象となる行為については、地方自治法第242条第1項において、次のいずれかの違法又は不当な財務会計行為であることとされている。

ア 公金の支出

イ 財産の取得、管理又は処分

ウ 契約の締結又は履行

エ 債務その他の義務の負担

オ 上記ア～エに掲げる行為で、当該行為がされることが相当の确实さをもって予測されるもの

カ 公金の賦課又は徴収を怠る事実

キ 財産の管理を怠る事実

請求人が提出した陳述書にも記載があるように、狭山市消防団が消防後援会等から寄附金を受領していることについては、市の財務会計行為には当たらず、住民監査請求の要件を満たしていないことから、請求を却下する。

なお、狭山市消防団が寄附金を受領していることについて、請求人は消防団条例第14条第4号及び第7号に違反していると主張している。しかし、当該寄附金については、消防団が強制的に徴収したのではなく、消防後援会等が地域住民から集めたものを消防団が受領したものであることが資料等により確認でき

ることから、狭山市消防団が寄附金を受領していることについて、直ちに条例違反とは判断することは困難である。

(2) 監査対象事項2の(2)について

住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを提起することができない(地方自治法第242条第2項本文)。請求人が監査請求を行ったのは令和5年1月26日であるから、令和3年度以前の支出に係るいずれの行為も1年の期間を徒過しており、また、請求人からその正当な理由の主張はない(同項ただし書き)。

以上のことから、令和3年度以前の支出については、不適法な請求であるため、令和4年度の支出についてのみ、請求の対象とし、その違法性又は不当性について確認する。

狭山市が消防団組織に交付している狭山市消防団交付金は、地方自治法第232条の2において、公益上必要がある場合にすることができると規定される「寄附又は補助」に該当するものである。また、当該公金の支出の適否については、当該地方公共団体の裁量に委ねられており、このような裁量的財務会計行為については、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に違法と評価され(最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日判決、最高裁平成25年3月28日判決)、また、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合に不当と評価されるものと解するのが相当である。

これを踏まえると、狭山市が狭山市消防団交付金を支出することについては、前述のとおり、消防組織法の規定等により公益上の必要性がある場合に該当するものであり、交付金要綱においても、その趣旨について消防団組織の運営等に要する経費の一部として交付するものであることが明記されている。

また、同様に、交付金の対象経費についても交付要綱においてあらかじめ定められ、さらに、その交付金額の範囲は当該年度に定める予算額の範囲内に制限され、毎年度予算案の一部として市議会において審議、議決がなされているものである。

また、その支出額の決定等手続きについては、提出された資料等から、交付要綱に従って適切になされていることが確認でき、請求人が問題とする用途については、交付要綱に定めのある対象経費として認められ、支出の違法性又は不当性を認めるに足る証拠はない。

したがって、本件財務会計行為に関し、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえないことから、本件財務会計行為は、違法又は不当であるということとはできない。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「1 結論」のとおり判断す

る。

本件住民監査請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の監査を通じ、次のとおり意見を付言する。

今般、請求人が問題点として指摘する、交付金の使途等について、裁判例等を参考に、対象経費の範囲について市民から疑義を抱かれないよう、より具体的に限定すること等について検討いただくなど、交付金を交付する側において、市民に対する十分な説明責任を果たし、もって、消防団に対する市民の理解の更なる深化につなげていただきたいと思いますと思料する。